

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 1月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋低電導度廃液サンプ(A)ポンプ(C)確認運転時において、自動ベント弁継手部より水の滴下(2滴/秒)が認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、当該ポンプを停止し、漏えい停止。	GIII	
2	1号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプストレーナ(B)点検作業において、点検用チェーンブロック(2t)のストッパーに動作不良(吊り上げた物がずり下がる)が認められたため、当該チェーンブロックを交換。	GIII	H26.6.30再審議 において号機変更 2号機→1号機